

# ラルゴWS事務所ニュース

## もくじ

新年度となりました  
最新ニュース  
社会保険の豆知識  
労働基準の豆知識  
おしらせいろいろ



## 新年度となりました

### 4月です

今年は年明けから、急激な「雇用環境の変化」の話題で大騒ぎしていたので、気が付いたら新年度という気分です。皆様はいかがでしょう。

景気対策ということで、私どもの仕事の中でも重要な分野のひとつである雇用保険法が、大幅に改正されました。運用や助成金の内容や条件が4月を期に大きく変わったものもあります。間違った情報とならないよう、ひたすら勉強の日々です。ただ、実は改正したばかりなのに、平成21年度限りという注釈つきもあり、今から来年以降の対応に心配しています。(例えば、先日お知らせしました雇用保険料が安くなったこと、これも今年度限りというものです)

私ごとながら、我が家の3人の子供たちも、4月にそれぞれ専門学校の2年生、高校3年生、高校1年生と進級しました。基本的に義務教育を終えると、そこから先は自分の意思で決めていかななくてはいけないことです。我が家も次男が高校生になったことで、教育の義務は果たしました。...普段からほったらかしで、仕事(事務所)最優先の我が家ですので、何を今さら！義務は果たしていなかったよ！といわれそうですが...

特に長男は、就職活動のスタートとともに、「100年に一度の時代」となりました。高校生の時から続けているアルバイトもすでに3年近くになりますが、この長男の時給の変化や職場での働き方、対応、学校からの就職活動に関する情報、そのいろいろは、私どもの仕事の参考になることばかりです。不謹慎な親ですね...。普通は、自分の子供の立場であれこれ考えるのですが、ほとんど、企業側の立場に立っている私がいいます。「企業の論理」に触れると、ふ~んと、関心せざるを得ません。ちなみにこの長男は、平成元年生まれ。今年20歳になります。事業所さんからの入社や結婚などでも、「平成生まれ」を既に目にするようになりましたね。

ラルゴワーキングサポートとして初めての新年度。労働保険の申告や算定基礎届を通して、今まで当たり前、いつもどおりと処理していた案件もあらためて確認しているところです。そして、よりよくサポートできるように努力のスタートとしていきたいと思っています。今年度もよろしく願いいたします。

## 最新ニュース

### 新たに創設された「残業削減雇用維持奨励金」

#### < 制度の目的は？ >

不況の影響により大幅な減産となり、事業活動の縮小が余儀なくされた企業に対する助成制度としては、すでに「雇用調整助成金」「中小企業緊急雇用安定助成金」がありますが、同じような目的から、両制度の一環として、新たに「**残業削減雇用維持奨励金**」が創設されました。

この奨励金は、従業員の残業を削減することによって有期契約労働者や派遣労働者の解雇を回避し、雇用の安定（雇用の維持）を図ることが目的とされています。また、政労使で合意された、いわゆる「**日本型ワークシェアリング**」（**残業の削減、休業、教育訓練、出向などにより雇用維持を図ろうとするもの**）を促進することが期待されています。

以下では、この奨励金の具体的な支給要件、支給額をご紹介します。

#### < 支給要件は？ >

- ✓ 最近3カ月における売上高（または生産量等）の月の平均値がその直前の3カ月（または前年同期）と比べて「5%以上減少」している。
- ✓ 判定期間（半年ごと）における事業所労働者1人1月あたりの残業時間が、比較期間の平均値と比べて2分の1以上かつ5時間以上削減されていること。
- ✓ 判定期間（半年ごと）の末日における事業所労働者数が、比較期間の月平均事業所労働者数と比べて5分の4以上であること。
- ✓ 計画届の提出日から判定期間（半年ごと）の末日までの間に事業所労働者の解雇等（雇止め、派遣契約の中途解除等も含まれる）を行っていないこと。

#### < 支給額は？ >

それぞれの判定期間（半年ごと。2回まで）の末日時点での有期契約労働者・派遣労働者1人につき、判定期間ごとに以下の金額が支給されます。

（上限100人。計画書を提出後に雇用された者は対象とはならない。）

#### 【中小企業事業主】

- ・有期契約労働者... 15万円（年間30万円）
- ・派遣労働者... 22万5,000円（年間45万円）



## 都道府県単位に変わる健康保険の保険料率

### < 昨年 10 月にスタートした「協会けんぽ」>

平成 18 年に行われた健康保険法の改正により、平成 20 年 10 月に「全国健康保険協会」(通称：協会けんぽ)が設立され、運営がスタートしています。

従来、全国一律に設定されていた保険料率では、疾病予防等の地域の取組みにより医療費が低くなったとしても、その地域の保険料率に反映されないという問題点が指摘されていました。そのため、国民健康保険や長寿医療制度(後期高齢者医療制度)と同様、都道府県単位の財政運営を基本とする改革が行われ、その一環として**都道府県単位の保険料率が導入**されました。

なお、平成 25 年 9 月までは、都道府県間の料率の差を小さくして保険料率を設定することとなり(激変緩和措置)、平成 21 年度は実際の保険料率と全国平均の保険料率との差が 10 分の 1 に調整されています。

### < 都道府県単位保険料率 >

現行は、8.2%(事業主・被保険者とも標準報酬の 1000 分の 41)  
健康保険組合の保険料率は、組合ごとに決められます。

- ・ 8.15%...長野
- ・ 8.17%...群馬・埼玉・千葉・山梨・静岡
- ・ **8.18%**...岩手・山形・**茨城**・栃木・東京・新潟・滋賀
- ・ 8.19%...宮城・神奈川・富山・岐阜・愛知・三重・京都・愛媛
- ・ 8.20%...福島・福井・兵庫・鳥取・宮崎・沖縄
- ・ 8.21%...青森・秋田・石川・奈良・和歌山・島根・高知
- ・ 8.22%...大阪・岡山・広島・山口・長崎・鹿児島
- ・ 8.23%...香川・熊本・大分
- ・ 8.24%...徳島・福岡
- ・ 8.25%...佐賀
- ・ 8.26%...北海道



### < 今後の取扱いについて >

都道府県単位の保険料率については、今年の 9 月分(一般の保険者については 10 月納付分、任意継続被保険者については 9 月納付分)から適用されます。



## 社会保険の豆知識

### 高額療養費について

#### < 基本 >

70 歳未満の被保険者や扶養家族の方が、**各人で同一の医療機関で同一の件(入院と通院は別)で、同一月に窓口で支払った自己負担額が** 次頁の表の限度額を超えた場合、

	自己負担限度額	多数該当(注2)
上位所得者 (注1)	150000円 + (かかった医療費総額 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般	80100円 + (かかった医療費総額 - 267000円) × 1%	44,400円

注1：上位所得者 = その月の標準報酬月額が530,000円以上の方

注2：多数該当 = 医療を受けた月以前の12ヶ月間に、同一世帯で3回以上高額療養費が支給されている場合

#### < 事前に入院・手術などがわかっている場合 >

すぐにラルゴワーキングサポートまでご連絡ください。

「**限度額適用認定申請書**」を提出し、「**認定書**」の交付を受けることができます。  
この「**認定書**」を窓口で提示すると、窓口での自己負担は、上記の表の限度額までとなります。

#### 情報

少し、不謹慎な話かもしれませんが～

もしも、緊急ではなく、入院日・手術日が選べるとしたら...月初めに入院しましょう!

入院・手術費用が 31日間で12万円かかったとしたら...

(3割負担：医療費総額は400,000円)

例1： 3月20日入院・4月10日退院の場合(入院日数31日間)

3月分の医療費 7万円(該当せず)

4月分の医療費 5万円(該当せず)

例2： 3月1日入院・3月31日退院の場合(入院日数31日間)

3月分の医療費 12万円

$80,100 + (400,000 - 267,000) \times 1\% = 81,430$ 円

120,000円 - 81,430円 = **38,570円 戻る!**

#### < 同一世帯で高額な自己負担が複数あるとき >

同一世帯で同一月に21,000円以上の自己負担が複数あるときは、

(本人だけでも複数あるとき・もしくは本人と扶養家族をあわせて複数あるとき)

上記の表の限度額までとなります。

ただし、70歳未満に限ります。

#### < 70歳以上の方 >

外来や入院、所得によって複雑ですので、その都度、ご相談ください。

#### 情報

医療費がたくさんかかった方にとって、「税金が安くなる」ということは広く知られています。税金の確定申告をすることになりますが、このときに「社会保険から戻ってきた金額」を記入しないと、確定申告ができません。3月に気が付いての問い合わせがよくあります。4月を過ぎてからでも確定申告はできます。遅れても、高額療養費の申請はおこなってください。



## 労働基準の豆知識

### 36協定（さぶろく・きょうてい）

労働基準法第36条（時間外及び休日の労働）

（抜粋）使用者は、労働組合もしくは労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、労働時間に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって、労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。（以下略）

時間外労働や休日労働をさせる事業所は、必ず「36協定」と呼ばれる「時間外・休日に関する協定書」を労働者代表との連名で協定を結ぶことになっています。

要するに、結んでいない会社は、毎日、必ず、定時で終業しなくてはなりません。また、せっかく協定を結んでも、行政官庁（所轄の労働基準監督署）に届け出ないと、効力が発生しません。

残念ながら、当事務所が関与させていただいている事業所さんのうち、時間外労働をしているのに、この協定を結んでいなかったり、届出をしていない事業所さんが多いのが現状です。

労働基準監督署の調査でも、届出がない場合、必ず「是正勧告」となります。

また、他に

- 年間カレンダーを使用して休日を管理している事業所

「1年単位の変形労働時間制に関する労使協定書」が必要。

この年間カレンダーを作成すると、1年間を平均して週40時間にすればよいのです。年間のうち、忙しい時期は週休1日、比較的ヒマな時期には休日を増やして...というように、調整ができます。（1日の上限10時間、1週の上限52時間）特に、季節的に受注量に変化のある建設業者さんにおすすめです。

- 病院や飲食店、年中無休のお店など月ごとのシフト表で管理している事業所  
「1ヶ月単位の変形労働時間制に関する労使協定書」が必要
- フレックスタイム制を実施している事業所  
「フレックスタイム制に関する労使協定」
- 運送業の事業所さん  
「連続拘束時間・運転時間に関する労使協定書」  
トラック、バス、タクシーなどそれぞれ基準が違います。

今年度のラルゴワーキングサポートの目標のひとつとして、「キホンの基本の整備」を関与している事業所さんにご提案したいと思っております。

この「36協定」も先月号の「健康診断」同様、「キホンの基本」です。

## お知らせいろいろ

雇用保険料の料率が変わっています。今月に「締め切った賃金」から変更をお願いします。

	被保険者負担	事業所負担
一般の事業所	1000分の4	1000分の7
建設の事業所	1000分の5	1000分の9

労働保険料の申告（年度更新）の準備が始まっています。  
平成20年4月～平成21年3月に支払われた賃金の集計と  
建設業者さんの元請工事金額の集計となります。  
順次、お知らせしますので、ご協力お願いいたします。  
尚、「労働保険事務組合」の方は 5月16日が締め切りです。  
「個別申告」の方は、5月下旬に申告書が郵送されてきます。

スタッフもご訪問いたします。よろしくをお願いします。

入社・退職手続きや健康保険の給付、労災関係書類などの主に「手続き業務」について、当事務所のスタッフがご訪問することがあります。もちろん、ご相談等がある場合などは、石井両名が後日再度ご訪問したり、事前に「ついでに相談したいこと、話したいことがあるから来て！」とお申し付けくだされば、すぐに対応いたします。

\* お問い合わせはお気軽に      ラルゴワーキングサポート社会保険労務士・行政書士事務所  
行政書士 石井 徹      社会保険労務士 石井 治美  
スタッフ 諏訪信子 荒木文江

〒301-0032 龍ヶ崎市佐貫3-11-5 アセット・アルファ・ビル1F  
TEL0297-63-3303 FAX0297-63-3304

e-mail ishii@largo-ws.jp      http://www.largo-ws.jp (HPは4月末オープン)